

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	上尾市愛宕三丁目一七九一番二地先 から同市愛宕三丁目一八〇六番一地	区 間
一〇・八五〓二五・八五	一〇・八五〓一四・〇五	敷地の幅員 (メートル)
	一九九・六〇	延長 (メートル)
		備 考